

舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

制度の目的

こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備する

制度概要

【利用対象】 0歳6か月～満3歳未満 の保育所等に在籍していないこども

【給付内容】「就労」などの理由を問わず、月10時間まで、保育所や認定こども園を利用できる

制度の意義

こどもの視点

- ・地域に出て初めて家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・家庭では得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。

保護者の視点

- ・保育等の専門職との関わりにより、孤立感や不安感の解消につながる。
- ・こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられ、保護者自身が親として成長することができる。

「舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要(第 1章)

(趣旨) 第1条関係

本条例は、児童福祉法第 34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に必要な、事業所が満たすべき設備及び運営の最低基準を定めるもの。⇒ 市が行う事業認可の根拠

(最低基準の目的) 第3条関係

明るくて衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することで、利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するため最低基準を定めるもの。

(乳児等通園支援事業者の一般原則) 第6条関係

- ・利用乳幼児の人権に十分配慮し、人格を尊重して運営を行わなければならない
- ・地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に対し、事業運営の内容を適切に説明するよう努めること
- ・提供する事業の質を評価し、常にその改善を図らなくてはならない 等

(安全計画の策定等) 第8条関係

- ・利用乳幼児の安全確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置をとること
- ・職員に対し安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的 to 実施すること
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること

「舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要(第 1章)

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件) 第10条関係

職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものであること

(虐待等の防止) 第14条関係

職員による利用乳幼児に対する心身に有害な影響を与える行為を禁止

(衛生管理等) 第15条関係

- ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲料水について、衛生的な管理に努力、又は衛生上必要な措置をとること
- ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努力すること

(食事) 第16条

- ・食事の提供を行う場合は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置

「舞鶴市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要(第 2章)

	一般型	余裕活用型
施設区分	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、 幼稚園	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所 ※当該施設等の利用児童数とその施設等の利用定員に満たない場合であって、当該利用定員の空枠を活用して実施するもの。 第21条関係
設備基準	【0～1歳児】 乳児室: 1.65㎡／人 or ほふく室: 3.3㎡／人、便所の設置 【満2歳以上】 保育室 or 遊戯室: 1.98㎡／人、便所の設置 第22条関係	各施設の基準を遵守 第27条関係
職員配置基準	0歳児 3:1 満1歳以上 6:1 ・専任の職員が必要 ・保育従事者は2名以上(※) ・1/2以上は保育士、残りは所定の研修を終了した者 ※保育所等と一体的に事業を実施し、本体保育からの支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる児童数の範囲内であれば、保育従事者1名とすることができる。 ただし、利用乳幼児の人数が8名以下である場合に限る。 第23条関係	各施設の基準を遵守 ※保育園、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、 1歳児 5:1 となる 第27条関係